九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 豊臣政権の関東・奥羽仕置 : 続論

中野, 等
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/1546818

出版情報：九州文化史研究所紀要. 58, pp.131-162, 2015-03-31. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

# 豊臣政権の関東・奥羽仕置　続論

中野　等

## はじめに

先般、筆者は「豊臣政権の関東・奥羽仕置」という表題の下、天正十六年までを対象に豊臣政権の東国仕置に関わるモノグラフをまとめた[1]。その後、岩波講座『日本歴史』第十巻（近世1）に「豊臣政権論」を寄せるにあたって、そこでの記述矛盾などを訂正したが、講座という性格から細かな論述を避けたため、論旨の訂正などは必ずしも明示的ではなかった。そこで、本論では新たに管見に入った史料などを基に訂正した見解を提示するとともに、前記拙稿で対象とした以降の時期について同様の主題に従ってまとめたものである。

## 一、家康の「関東惣無事」関与

前述した拙稿において秀吉が家康に「惣無事」を命じた時期については、「蓋然的な推定にはなるが、恐らく天正十六年八月、北条氏規の上洛という事態をうけて、家康は秀吉から東国の「惣無事」を曖うべく親しく命じられたのではなかろうか」といった理解を示した。しかしながら、その後に次のような秀吉の直書が知られることとなり、

家康が「関東惣無事」を委ねられた時期はさらに早まることが確定した。そこでまず、件の秀吉直書を見てみることとする。

駿州江被相越大義候、早々可申遣処、九州面出馬之儀付而、延引候、次小笠原并真田両人事、召上、対其方可随候之旨、被仰聞、則酒井左衛門尉申含、伊藤大郎左衛門尉相添遣候条、被得其意入魂簡要候、隋而関東無事之儀、条々左衛門尉仁被仰含候、是又急度北条へ可被相進候、留主中五月以前ニ可被相極儀尤候、猶両人可申候也、

二月廿四日　　秀吉（花押）

徳川中納言とのへ(2)

充所が「徳川中納言」とあることから、文書の年紀は天正十五年に確定される。すなわち、天正十四年十月に権中納言に任官した家康は翌十五年八月には権大納言にのぼっている。従って、二月の段階で家康が「中納言」となるのは、天正十五年以外には考えられない。文書の冒頭にあるように、このころ秀吉は九州下向の準備に追われていたのである。これに先だって秀吉は家康から小笠原・真田帰順の報を得ていた。恐らく、酒井忠次（左衛門尉）が使者として秀吉のもとへ遣わされたのであろう。これをうけて秀吉は酒井忠次に、直臣伊藤秀盛（太郎左衛門尉）を伴わせ家康のもとに下し、親しく「関東無事」を命じている。ちなみに、同日付で秀吉は上杉景勝にも次のような直書をくだしている。

去二日書状、加披見候、関東無殊儀之由、被申越候、然者八州儀、最前家康上洛刻、具被仰聞候間、定而御請可申候、自然北条相背御下知、佐竹・宇都宮・結城へ於相動者、従此方可被仰聞間、後詰可有之、用意可被申付候、猶石田治部少輔・増田右衛門尉・木村弥一右衛門尉可申候也、

二月廿四日　　（豊臣秀吉花押）

上杉少将とのへ(3)

家康の上洛をうけた文書であり、年紀はさきの家康充てのものと同じ天正十五年と考えられる。拙稿でも述べたように、秀吉の大坂出勢は三月朔日であるが、一万五千を率いる宇喜多秀家は正月二十五日、一万五千五百の役を課された秀長も二月十日には出勢している(4)。まさに秀吉自身の九州下向を間近にひかえた、非常に緊迫した事態のなかで双方の文書が発せられたことがわかる。

この段階で秀吉は、自らが西下する間隙をつき北条氏が佐竹領国などに侵攻することを危惧していたのだろう。前田利家が京の留守を護るにしろ、秀吉や秀長らを含む大軍の九州出勢にあたって、家康と景勝が北条氏を牽制する必要があった。予て景勝に関東の最新情報を集めさせていたが、それが二月二日付の景勝書状として大坂にもたらされた。秀吉は状況を按分しつつ、「関東無事之儀」についての「条々」を酒井忠次に託したのである。

すなわち、天正十五年二月の段階ですでに秀吉が家康に「関東無事之儀」を委ねるという体制は確定していたことになる。となるとその始期が問題となるが、前年十月に家康が上洛し秀吉への臣従が確定した時点に求めるのがもっとも合理的であろう。その点で、前にみた上杉景勝充て秀吉判物にみえる「然者八州儀、最前家康上洛刻、具被仰聞候間」なる件は極めて示唆的なものとなる(5)。天正十四年十月二十四日に上洛した家康は二十七日に大坂で秀吉に対面する。そののち再び京へ上り、十一月五日に秀吉とともに参内し、八日に京を発して帰国する。次に示す様な一連の秀吉直書も、こうした経緯を踏まえて発給されることとなる。

対石田治部少輔書状遂披見候、関東奥両国迄惣無事之儀、今度家康ニ被仰付条、不可有異儀候、若於違背族者、可令成敗候、猶治部少輔可申候也、

十二月三日（豊臣秀吉花押）

多賀谷修理進とのへ

対富田左近将監書状披見候、関東惣無事之儀、今度家康ニ被仰付之条、其段可相達候、若相背族於有之者、可加成敗候、可成其意候也、

十二月三日（豊臣秀吉花押）

白土右馬助とのへ

対富田左近将監書状披見候、関東惣無事之儀、今度家康ニ被仰付候之条、其段可相達候、若相背族於有之者、可加成敗候間、可得其意候也、

十二月三日（豊臣秀吉花押）

片倉小十郎とのへ

文言に異動があるが、いずれも「今度」家康に「関東奥両国迄惣無事之儀」「関東惣無事之儀」を仰せ付けたとする内容である。秀吉が家康に関東・奥羽惣無事を委ねた時期を天正十六年八月頃と措定していたため、件の拙稿ではこれらを天正十六年に比定したが、これらについても改めて天正十四年のものとして再比定したい。(6) あわせて、これら一連の秀吉直状が持つ意味合いについても従前の評価を一旦退けて、再考する必要がある。

前述の拙稿でもみたように、天正十五年後半に伊達政宗は秀吉への使節を上洛させる。すなわち、「貞山公治家記録」巻之二には次のような記事がみえる。(7)

（天正十五年九月）十日丙申、京都ヘノ御使者、伯蔵軒氏不知・道蝸斎ニ　関白殿ヘノ　御口上仰付ラレ、御書・御馬等差登セラル、是　公ヨリ　関白殿ヘ御音信ノ始メナリ

史料にあるとおり、伊達政宗が秀吉と初めて通信をもったのが天正十五年のこととすると、問題となる天正十四年十二月三日の段階（一連の秀吉直書の日付）で豊臣政権と伊達家との間に未だ正式な交渉はもたれていないこと

になる。この点を文書の形態に即して見ておくと、未だ秀吉が伊達家当主である政宗に直接交渉をもてない環境のなかで、秀吉が花押を据えた直書を伊達家中たる片倉景綱（小十郎）に充てるという受給の形態がとられたと考えるべきであろう。

他の直書についても、充所の多賀谷重経（修理進）は常陸の国衆であるが下総結城氏の勢力下にあり、白土右馬助も奥州平の岩城氏に属している。伊達家の片倉景綱と同様の位置づけとみてよかろう。秀吉は未だ臣従していない関東・奥羽の諸勢力に対して、当主ではなくその家中に対してみずからの花押を据えた直書を発し、家康に「関東奥両国迄惣無事之儀」「関東惣無事之儀」を仰せ付けたことを告げたのである。

ところで、栗屋俊之氏・藤井譲治氏も指摘されるように、これら十二月三日付の秀吉直書には文言に異動が認められる。下総結城氏の勢力下にあった常陸の多賀谷重経（修理進）にあてたものには「関東奥両国迄惣無事之儀」とあるが、後二件すなわち奥州平の岩城氏に属す白土右馬助、羽州米沢の伊達家中片倉景綱（小十郎）充てのものには「関東惣無事之儀」とのみあって、奥羽への言及がない。つまり、直書の内容自体は充所たる白土氏や片倉氏と直接には関係しないものとなっている。結果、大略としての内容のみが伝達すれば、事足りると判断されたのであろう。これに対して「関東」に所在する多賀谷重経はいわば直接の対象者であり、「関東奥両国迄惣無事之儀」についての詳細な指示、さらにはこれ以降のやりとりにおける政権側の担当者を明示しておく必要があったのであろう。

いずれにしろ、これらの直書は関東奥羽の諸氏に対し、秀吉に服属した家康の立ち位置を周知する意図をもって発せられたのである。九州下向を間近に控えた秀吉は、北条氏をはじめとする東国の諸勢力を牽制する必要があり、そこで家康の果たすべき役割を明確にしておく必要があった。さらに別の観点から言えば、秀吉は家康に対し関東・奥羽における一定の権限を認めたと評価することも可能となる。

## 二、九州平定後の関東・奥羽政策

天正十五年三月朔日に秀吉は大坂を発って九州に下向する。五月には島津義久を降伏させて、筑前箱崎に凱旋する。秀吉はここで九州の国分けを実施し、七月には大坂へ帰還する。その後、佐々成政が領する肥後で国衆一揆が勃発する。豊前や肥前にもそれが波及して一時九州は大きな混乱に陥るが、事態は程なく終息にむかう。西国の静謐をうけて、政権の関心は再び東国に向けられることとなる。

ここに至る間、南奥羽では佐竹・岩城・石川・二階堂・蘆名の連合勢力に、最上・大崎・相馬の各氏が加わるかたちで「伊達氏包囲網」が形成されていたという(8)。会津葦名氏は天正十五年三月に佐竹義重の子義広（義宣の弟）を家督に迎えて秀吉への臣従を計る(9)。また出羽山形の最上義光も早くより秀吉に音問を通じていたようである(10)。

伊達政宗はその包囲網に対処する為、上杉方の武藤（大宝寺）氏や本庄氏との連携を強めざるをえなかった。一方、上杉景勝も庄内地域をめぐって最上義光とも対抗関係にあり、蘆名氏が越後の新発田重家の乱を支えたことから、佐竹・蘆名氏とも対立していた。天正十五年八月政宗は大宝寺義興を支えて最上氏との間に和睦を成立させたが、この和平はすぐに破れて十月に最上義光が庄内に進出して武藤（大宝寺）義興を滅ぼす。これに前後して、上杉景勝が新発田重家を滅ぼして越後統一を果たす。

こうしためまぐるしい展開のなか、伊達政宗も秀吉との交渉に踏み出すことに決する。以下、既発表の拙稿とも重複するが、時系列に配慮しつつ改めて事態を整理しておこう。既述のように、天正十五年九月に伊達政宗は秀吉への使節を上洛させる。このとき、伊達家の使節を迎えた前田利家が発したと見なされる返書が次の文書である。

思召寄預御使札、本望至存候、殊見事之御馬黒毛、黒駿、送給候、御懇信之段、誠難申謝候、就其此般　関白様へ御音信被仰上、尤珍重存候、即相添使者指上候処、御両使仕合能、我等迄満足不過之候、次御使節如才覚、於

于向後、互無御隔意可申談覚悟候、隋而雖不珍候、小袖五并鞍二口惣梨地紋人形紋天人令進覧之候、聊御音問之験計候、如何様自是可申伸候条、閣筆候、恐々謹言、

極月十一日　　利家（花押）

伊達左京大夫殿[11]

こうして天正十五年末には豊臣政権と伊達家との間に正式な関係が成立することとなる。政宗が好誼を通じてきたことをうけ、豊臣政権はこれまでの最上家との関係を前提としつつ、奥羽地域の静謐実現に乗り出すこととなる。

天正十四年に再比定した十二月三日付の秀吉直書にもその名がみえる様に、この時期豊臣政権の奥羽政策の実質を担ったのは富田一白（左近将監）に他ならない。政権は「奥両国惣無事」「関東并奥両国惣無事」すなわち奥羽・北関東の和平を期し、秀吉の意をうけた使者として金山宗洗斎を東国に下向させる。天正十五年末頃かと推定されるこの金山宗洗斎の奥羽派遣も富田一白の差配によるものであった。伊達家の使節が上洛を果たす前後、富田一白はそれまで交渉のなかった奥州の相馬氏や出羽庄内地域にも勢力拡げる下越後の本庄氏に書状を発して、路次の金山宗洗斎を支援するように要請している。

富田一白は近江出身とされ、幕臣を経て織田家に仕え、信長の馬廻りを勤めていたという。信長の命により上杉家に対する調略などをおこなっており、その関係からか伊達輝宗との間にも誼を通じていた[12]。詳細は今後の課題となるが、織田政権のいわば日本海ルート開拓の体現者とみなすことも可能であろう。本能寺の変ののち秀吉に接近し、小牧合戦後の和睦の使者として家康・織田信雄のもとに派遣されている。秀吉周辺には比較的手薄な「東国通」としての経験知を期待されたものかと考えられる。関係形成の経緯は不明ながら、遅くとも九州平定後の段階で富田一白はすでに豊臣政権と山形の最上義光をつなぐ重要な存在となっている。竹井英文氏なども指摘されるように本能寺の変直後から、秀吉や家康は「信長以来の東国支配の継続を狙った」とされており、富田一白はそうした文

脈に位置づけておく必要があろう。富田一白が周旋する金山宗洗斎にまず期待されたのは最上・伊達両家の和睦実現ということになろう。次の文書は天正十六年に比定される最上義光充て家康書状である。

出羽庄内之儀付而、富田方迄被申越候通、則披露被申候処、於　上意聊無御別条、御懇之由、此方へも自左近方申来候、為御一覧彼書状進候、先以目出候、京都之様子、其方使者淵底候、家康も聽而上洛申候、弥可申上候、寔　殿下不可有御異儀候之間、可御心安候、雖然境目聊爾之御行御無用候、将又伊達之儀、骨肉之御間之由、御入魂にて尤候、其由伊達へも申越候間、玄悦可申候、委細彼口上ニ候、恐々謹言、

三月九日　　家康御判

山形出羽守殿(13)

これに先立って、最上義光（出羽守）が「出羽庄内之儀」について、使者を仕立て秀吉への注進状を富田一白充てに送ったことが確認される。義光注進の内容は秀吉の諒解を得た如くであり、ついで一白はその経緯を家康に報じた。家康はその一白書状（正文か写しか）を添えて、この義光充て文書を発したようである。家康も聽て上洛するが、この度の件が特に問題とはならないであろうから、安心するように告げている。出羽から京さらに駿府への通信にかかる時間を考えると、「出羽庄内之儀」の前年（天正十五年）後半に発生した事案と考えられる。「出羽庄内之儀」とは天正十五年十月に義光が庄内に侵攻して武藤（大宝寺）義興を滅ぼし、庄内地域を制圧した一件ではなかろうか。そこに至る背景は既述の通りである。

家康はこの件に関連して続報を義光に送るが(14)、上洛後の書状では「其表之様子、委　関白様へ申上候処、右御朱印被成候上者、弥少も無御別条候、然者其方自最前　殿下無二依与申寄、其元国人偏執之由申上候へ者、一段御懇之御意候、御身上之儀、何様ニも被成、御不沙汰間鋪由、被　仰出候、時宜可御心安候」と述べている。これらの史料から、この段階で最上義光は秀吉の高い信頼を得ており、家康もそうした関係を強く支持する立場にあったこ

とが明確となる。一方の伊達家に対しては、次に示す前田利家書状が確認される。

態令啓達候、旧冬者以御使節被仰上、則御返事申渡候キ、定可為参着候、隋而　関白様御鷹被為数寄候ニ付而、被成　御書候条、可然鷹御進上尤存候、方々へ被　仰遣候間、鷹数多者不入申候、黄鷹鳥屋にても、能鷹尾羽を不打候て、鷹師ニ被入御念、御進上可然候、将亦最上与御間之義、非指御遺恨候者、可有一和之由、従富田左近将監方被申越旨候、如何可有之候哉、以御分別、御入魂専用に候、猶自是可申入候間、不能審候、恐々謹言、

羽柴筑前守

卯月五日　　利家（花押）

伊達左京大夫殿　御宿所(15)

年紀は不明であるが、さきの天正十五年（推定）極月十一日付の書状をうけたものと判断され、さらにやはり最上との和睦云々が取り沙汰されていることから推して、天正十六年のものと考えられよう。すなわち、利家は秀吉に進上すべき鷹についての詳細を述べたのち、後半で最上義光と和睦すべきと政宗に促している。さらに、この事については既に富田一白（左近将監）方から通達済みであるとする。

## 三、北条氏の恭順と奥羽の静謐

伊達政宗が秀吉に使節を派遣し、最上義光との間の和議が促されるなか、孤立化を余儀なくされた小田原北条氏の劣勢は容易に挽回できるものではなかった。北条氏は領国全域にわたって防衛体制をとりつつ、家康らを通じて秀吉との直接的な和睦を模索する。結局、天正十六年二月に北条氏直は宿老笠原康明を上洛させて、従属を申し入れる。領界確定など具体的な条件については容易に折り合わなかったものの、十六年はじめの段階で北条氏が服属

の意向を示したことの政治的意味は絶大であった。

こうした動きは次第に派生的な展開を示していくこととなる。つぎにあげる奥州の白川義親充ての富田一白書状は、「去歳九州島津為可有　御追罰」とあることから、年紀は天正十六年に比定されるものである。

雖未申通候、令啓候、抑去歳九州島津為可有　御追罰、御動座候処、御陣中へ走入、奉懇望候間、不被及御料簡、有　御赦免、被召返候、誠唐国迄も平均眼前候、此上関東・奥両国惣無事之儀、被　仰出候条、可被成其意候、然者関東諸大名、若至被成言上者、我等御取次之儀馳走可申之段、被　仰付候間、以使者申定候、急速御使於被為指上者、御書已下、申調可進之候、此外随身之御用等蒙仰候者、涯分可走廻候、委細者彼口上申含候間、令省略候、恐々謹言、

卯月六日　　（富田一白花押）

白川殿　御宿所[16]

書き出しの文言から、この文書も一白から白川氏充ての初信であることが分かる。すでに九州を平らげ、「唐国」の平定も眼前に迫るなか、秀吉は「関東・奥両国惣無事之儀」を命じた。関東（充所が白川氏であることを踏まえると、ここでの「関東」は奥羽までをも包含する概念とも考えられる）の諸大名はこれを諒とすべきであり、一白は大名側から言上があればこれを取り次ぐよう秀吉から命じられたのである。白川氏が早速に使者を上せるなら、一白は秀吉の「御書」を調え、「随身」の御用なども勤める積もりであると述べている。充所の対応をまって上方での馳走を約束するという受動的な内容であり、その意味で天正十五年十二月に出された相馬義胤や本庄繁長充てのものと大差はない。しかしながら、末尾に「委細者彼口上申含候間、令省略候」とあるように、文書の送達にあたって一白はわざわざ口上を含ませた使者を立てている。

天正十六年四月、秀吉は後陽成天皇の聚楽への行幸を仰ぐ。すでに名目上でも足利幕府は消滅しており、この段

階で懸案であった東国からも諸使節が上洛していた。結果的にみると不確定要素があまりに多すぎたわけであるが、政権要路者の理解としてはようやく国内の安寧化が達成される筈との認識があったようである。

ところが、北関東では紛争が収まらず、一旦は服属を表明していた北条家は聚楽行幸に際して使者すら派遣しなかった。結果、秀吉は北条氏に対する態度を硬化させ、北条氏直を娘婿とする家康は大いに事態を憂うこととなる。五月二十一日付で家康は北条氏政・氏直父子に起請文を遣わし、秀吉の御前で北条父子のことを悪し様に中傷したりしないこと、北条領国に野心をもっていないことなどを誓約して、当月中に氏政兄弟のうちしかるべき人物を上洛させるように促した。家康の要求は絶縁をちらつかせる強硬なものであり、氏政は十二月上旬を期して自らが上洛する旨を返答したとされる。こうした北条氏の対応はその臣従を表明したもの以外のなにものでもない。少なくとも、秀吉はそう理解しており、この年使節を上洛させてきた白土右馬助に対し、次のように朱印状で応じている。

遠路差上使者、殊白鳥十并刀一腰銘真守到来、悦思召候、仍関東事、北条何様ニ茂可為上意次第旨、御詫言申上候間、鷹而御上使被遣、国々置目等儀、堅可被仰付候、其節国衆相談馳走肝要候、猶増田右衛門尉可申候也、

閏五月廿六日（豊臣秀吉朱印）

白土右馬助とのへ(17)

ここで、秀吉は北条がすべて上意に従う旨の「御詫言」を言ってきたと述べ、程なく秀吉の「御上使」が派遣され、東国の仕置きに従うであろう事を告げ、白土氏はじめ国衆連中にはその折りの馳走を命じている。

実際八月になると、氏政の実弟氏規（美濃守）が上洛し、九月にはさきの家康文書にも登場する「玄悦」も上洛し奥羽の情勢が伝えられる。ここでも、改めて伊達家の恭順が確認され、政権は政宗の速やかな上洛を促す。

其以後者、無差儀候之条、致無音候処、道有罷下間、令啓上候、京都弥静謐、九州諸大名在洛候、東国之儀も無事罷成、北条美濃守今度被上洛、御礼被申上候、然者貴殿之儀、其許御隙もあき候ハヽ、不斗御上洛奉待候、道

有可有相談候条、令省略候、恐惶謹言、

九月十三日　　全宗（花押）

伊達左京大夫殿　人々御中[18]

九州諸大名の在洛および北条氏規（美濃守）上洛という記述から、年紀は天正十六年のものと確定される。施薬院全宗はこの政宗充て書状を道有という人物に託すが、文書の主意は政宗に対する上洛要請である。

それから一月足らずして、「元越」（既出の史料では「玄悦」とみえ、「玄越」「源悦」などとするものがあるが、同一人と考えたい）が奥羽へ下る。元越もまた伊達政宗・片倉景綱ら充ての書状を託される。

猶以上辺御用之儀、不被置御心可蒙仰候、不可存等閑候、具之儀、元越可有演説候、以上

御札拝見、快然之至候、最上御間之儀、御和談之由目出候、弥向後御入魂尤存候、随而貴殿御上洛之事、先書にも如申入候、来春者早々御出京可然存候、其意趣者始義光岩城方、急与可有出仕之由候間、自各茂御遅参候てハ、連々被仰通之首尾も、徒罷成儀候条、申達候、殊御親父輝宗之従御時、別而御懇蒙仰儀候つる間、旁左様之筋目を以如此候、関白様於御前之儀者、聊不存疎略候、爰元御用等、無御隔心可蒙仰候、将亦鷹取逸物之御鷹、御所持之由承候条、御進上候者、可被成　御悦喜候、委細之儀、元越江口上申渡候間、不能懇筆候、恐惶謹言、

十月五日　　（富田一白花押）

伊達左京大夫殿　御報[19]

返々具之儀、元越へ申入候、此辺御用之儀、如在有間敷候、政宗へも御返事申述候、時々可然様ニ可預御心得候、以上

先日坂東屋道有ニ書状相添差下申候、定可為参着候、委細如申候、政宗御出仕之事、来春者御急候て可然存候、

其子細者、始義光岩城方急与可有上洛之由候、左候へ者、連々爰元へ被仰通候筋目も徒罷成候、其上拙者儀も輝宗之御時より別而御懇承仰候間、旁如此令申事候、　殿下様御前之儀毛頭不存疎略候条、御用等無御隔心可承候、委曲之段、元越へ申渡候、恐々謹言、

十月五日　　（富田一白花押）

片倉小十郎殿　御宿所[20]

本文の書き出しから、この文書が坂東屋道有の奥羽下向から程なく発給されたことが明らかとなり、さきの施薬院全宗発給文書に続くものとみなされる。したがって、年紀は共に天正十六年のものとみなされよう。ところで、これら十月五日付の書状にはかなり具体的な記述が確認される。すなわち、伊達政宗充ての書状には「最上御間之儀、御和談之由目出候」とあり、伊達政宗と最上義光との間に和談がなったことがみえ、さらに最上義光や岩城常隆らの上洛という展開をうけて政宗にも速やかな上洛を促している。

さて、十月五日以降に京を発した元越（玄越）は東海道を下った様であり、十月二十六日に恐らく駿府で家康から次のような書状を託されることとなる。

其表惣無事之儀、家康可申噯旨、従　殿下被仰下候間、御請申、則以使者、和与之儀可申噯由存候処、早速御無事之由、尤可然儀候、殊義光之儀、御骨肉之事候間、弥向後互御入魂専要候、将亦羽折一、無上茶三斤進之候、委細玄越口上相含候、恐々謹言、

十月廿六日　　家康（花押）

伊達左京大夫殿[21]

家康はこの書状で「其表」の惣無事について秀吉から噯いを命ぜられ、それを承諾（御請）した旨を政宗に告げている。これに基づいて奥羽にも使者を下す心算であったが、すでに最上義光との間に和議がなったとの報せを得

たと、する。この年、常陸の佐竹義重・義宣と会津の蘆名義広が安積方面に展開したため、出勢した伊達勢と持久戦にはいった。当時、政宗は最上氏とも戦闘状態にあったため、四周すべてが敵という事態に陥っていた。しかし、七月にはいるとそれぞれの戦線で和議に至っている。佐竹氏は背後に北条氏の脅威を抱え、最上氏も出羽庄内において本庄氏と争っていたためである。伊達家と最上家の和睦は、政宗実母（最上氏）の仲介によるものであり、家康の書状にはこの間の経緯が記述されている。

その後も伊達家の恭順姿勢は継続するようであり、九月にはいると政宗は最上家に加え、佐竹家との間にも講和を成立させたようである。

猶以、爰元御用之儀、毛頭不可存等閑候、返々も鶴取御鷹、早々御進上候て、可然存候、以上

去九月九日之御札、於京都拝見仕候、仍　殿下様へ弟鷹二居御進上候、致披露候処、御祝着之旨、被成　御朱印候、猶以拙子相意得候て、礼可申入之由候、就其鸛取之御鷹、御所持之由、被及作聞召候間、於御進上者、弥可為御喜悦之由　御諚候、従方々鸛取之御鷹も余多参候得共、貴殿ニ有之御鷹、別而逸物之由候条、急与被差上尤奉存候、隋而最上・佐竹御間之義、被任御下知、御和談之由可然存候、則御書中并宗洗斎被仰含候通、具達　上聞候、義光とハ無御遁間之由候条、向後可被仰通事肝要存候、何様明春者早々御出京奉待候、爰元相応之御用等、聊不可存等閑候、猶宗洗斎口上申含候、恐々謹言、

十二月十二日　　（富田一白花押）

伊達左京大夫殿　御報[22]

脇付に「御報」とあることから、冒頭に言及された九月九日付の政宗書状への返信という性格をもつ文書である。冒頭に進上された「弟鷹」への礼が述べられているが、さらに富田一白は「鸛取之御鷹」を要求している。これは十月五日付の書状にもみえており、その執心ぶりがうかがえる。それはさておき、「最上・佐竹御間之義、被任御下

知、御和談之由可然存候」と政宗が最上義光について佐竹義重・義宣との間にも和談を進めたことがみえる。ついで、「則御書中并宗洗斎被仰含候通」とあることから、祝意を示す秀吉の文書を携え善後策を伝えるために、金山宗洗斎が再度奥羽へ下る[23]。

こうした動きと並行して、秀吉は天正十六年（推定）十二月九日付で上杉景勝に直書を発し、出羽庄内をめぐる紛争に決着を付けるため、一方の当事者である上杉家中本庄繁長の上洛を求めている。

態染筆候、仍山形出羽守領分と哉覧庄内城、本庄乗取之由申越候、事実候哉、双方被遂御糺明、雖可被仰出候、年内無余日候間、至来春山形をも可被召上候条、其刻本庄をも可被差上候、様子被聞召、理非次第可被仰付候、其中互手出不可有之候、山形かたへも被仰遣之候、下々猥儀無之様ニ可被刷候、其上往還之輩聊無滞様、堅可被申付候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也、

十二月九日　（秀吉花押）

羽柴越後宰相中将殿[24]

これに先立って、出羽庄内では武藤（大宝寺）家の弱体化にともない、山形の最上氏へ依存しようとする勢力と本庄繁長を通じて越後の上杉景勝に接近する勢力との対立が深まっていた。天正十五年末に武藤（大宝寺）義興が没すると、その跡に本庄繁長が自らの実子の千勝丸（のちの義勝）を入れたため、これを不服とする親最上勢力が挙兵する。翌十六年九月、本庄繁長はこの鎮圧に成功するものの、山形の最上義光によって秀吉に訴えられてしまう。最上と本庄、双方の言い分を聞くため、両者の召喚を命じたのが秀吉のこの書状である。ちなみに、秀吉は富田一白を最上義光の奏者として位置づけており、この案件についても最上方は秀吉への披露状を富田一白に充てに送ることとなる。

さて、右の直書は十二月二十八日までに越後の春日山城に届けられた。さらに、現物は確認されないものの、こ

れには取次として名がみえる二人の奏者、増田長盛と石田三成の副状も付せられていたと判断される。

急度以脚力申届候、仍其庄之儀、自山形令侘言付而、如此被成　御書候、両人之奏者之旁被申越分者、其方上雒片時も可被相急之由候、乍去、其方事者為仕置候条、千勝急被為上洛尤候、於巨細直江山城守可申越候、謹言、

十二月廿八日　　景勝（花押）

本庄越前守殿(25)

これから推して、増田長盛・石田三成の連署副状には、秀吉直書に「来春」の上洛とあったにも拘わらず速やかな上洛が要求されていたこと、しかし上洛するのは繁長自身ではなく、千勝丸でも構わないことが記されていた模様である(26)。

一方、この間政権と伊達氏との交渉も順調に推移している。改年後早々に政宗は「目赤之鶴取之鷹」を秀吉に進上した。さらに政宗は伴清三郎(27)なる人物に「内覚」の書付を託して上洛させたようである。この内容は親しく秀吉に報じられ、富田一白は最大限政宗の意向を尊重することを返信している。詳細はつぎの政宗充て富田一白書状から明らかとなる。

急度啓達、抑旧冬以金山宗洗被成　御書候、則目赤之鶴取之鷹之儀、　御所望之間、書状ニ顕之候、自然有御遅延者如何之間、此度以彼者申宣候、急速御鷹御進上、於自分も可為祝着候、将亦伴清三郎罷登之砌、内覚之御書付一々披見、於　御前も令得其意候、拙者之事義光奏者致之候、因茲貴辺御内意可為相違之由、御塩味も候者、向後於于殿下様之御奏者之儀、以拙者之取合引替候而も、御手前可然様ニ可令馳走候、同者無御疑心、何様之儀成共蒙仰付而者、無残所言上、不可存疎略候、尤彼者ニ御用之儀被仰付候者、可存其旨候、殊当春夏之間、御上洛可然存候、若又至御遅延者、一途之仁為御代官、被為指上儀、無申迄候歟、委細者彼口上申含候間、令存略候、恐々謹言、

正月廿八日　　（富田一白花押）

伊達殿

参人々[28]

さて、『伊達家文書』にはこの書状と同じ日付になる富田一白の「覚書」も遺されている。この「覚書」は次の三ヶ条からなる。既述した通り、この時政宗は伴清三郎に「内覚」の書付を託しており、これにに基づいて政権側とのやりとりを進めた模様である。恐らく、それに対する回答として、一種の「契約書」のような機能を期待されて、この「覚書」が認められたのではあるまいか。

覚

一、目赤之鶴取急速（之鷹脱カ）御進上可然存候、畢竟御為ニ候間、委細申宣候事、

付、金山宗洗先立被為指下候、然者宗洗を御機遣候ハんと存候間、已来者彼伴清三郎ニ御用之儀、無隔意可被仰付候事、

一、彼者罷上候砌、内意之御書付之通、一々承届候事、

付、口上

一、拙者最上之奏者ニ候とて、御疑心ニ思食候者、号津田隼人正仁、引副、御憑ニ付而者、不可存疎略候事、

付、春夏之間御上洛、若又於御遅延者、一途之仁為御代官、為御上可然候事、

正月廿八日　　（富田一白花押）

伊達殿

参人々[29]

冒頭の箇条は、秀吉執心の「目赤之鶴取之鷹」進上を促すが、「付」のほうも重要な内容である。これまでの記述

からも明らかなように、これまで政権と伊達家のやりとりは金山宗洗斎によって担われてきたが、今後はこの役目を伴清三郎に代えることが取り決められた。「宗洗を御機遣候ハんと存候間」に含意されるのは、あるいは宗洗斎の年齢もしくは健康状態に対する配慮かもしれない。つづく箇条では、その清三郎が携えてきた「内覚」の書付に関わる条項である。ここは伊達家側から豊臣政権に対し、どのような要求が成されたのはもっとも重要なところであるが、その扱いは極めてデリケートなものなのであろう。詳細は「口上」とあって具体的には知ることができない。いずれにしろ、先に見た書状では秀吉の諒解も得られたとしているので、政権も政宗からの要求事項をかなりの程度受け入れたと判断すべきであろう。最後の箇条もそれなりにデリケートな内容となっている。最上義光はいち早く誼を通じてきたため、秀吉は富田一白を義光の「奏者」として位置づけていた。このことは言わば「後発」の政宗に疑念を抱かせるに充分であった。ありていに言えば、依怙贔屓によってもろもろの交渉が最上家有利にすすめられるのではないかとの危惧であろう。そうした疑念を払拭するため、富田一白は新たに「津田隼人正」なる人物を政権と伊達家との交渉に加えるとしている。

津田隼人正信勝（実名は盛月とも）は中川重政の実弟であるが、両者ともに以前の苗字を「織田」と称しているところから、信長の一族かと考えられる。しかしながら、その系譜は必ずしも明らかではない。すでに尾張時代の信長に仕えて軍功を挙げ、母衣衆の一人としても名を連ねている。しかるに、所領のことで柴田勝家と争い、兄弟ともども信長から改易されてしまう。その後、信勝は秀吉に仕え、小牧の戦いなどにも従っていた。家康と秀吉実妹の婚姻をとりまとめたのも、蜂須賀正勝（小六）とこの信勝であったとも言われている。いずれにしろ、老練な古参の家臣として秀吉も篤い信頼を寄せていた人物であったと推察される。

秀吉は予て所望の名鷹を進上した政宗を認め、その要求を最大限に受け入れたかにみえる。こうして友好裡に下交渉は進み、その期するところは政宗自身の速やかな上洛となる。一白は「当春夏之間、御上洛可然存候」と、こ

の天正十七年前半における政宗の上洛を要求し、もし時期が遅延するなら信頼にたるべき重臣（一途之仁）を代理として上洛させることを求めた。

## 四、伊達政宗の会津侵攻

ところが、天正十七年五月に至って伊達政宗が会津蘆名領に侵攻する。豊臣政権と伊達家との交渉は円滑に推移していたかにみえ、政宗には速やかな上洛を求められていた。しかしながら、この伊達勢の会津侵攻という事態によって実現間近かと思われていた南奥羽の静謐は崩壊し、一挙に混迷の度を深めることとなる。あるいは、前述の「口上」をめぐって、相互に認識の相違があったのかもしれない。

六月になると、蘆名義広とこれを支える佐竹義重・義宣も須賀川方面に展開する。これに対し伊達勢は葦名氏の本拠黒川城を突く作戦に出て、六月五日会津磐梯山麓の摺上原で伊達・蘆名の軍勢が衝突する。反佐竹系の蘆名家中が傍観するなどしたため、蘆名軍は大敗。義広は黒川城を棄てて常陸に逃れ、政宗が黒川城に入って会津を押さえた。摺上原における合戦の詳細は六月のうちにも京にまで届いている模様である。すなわち、七月朔日付で次のような連署状が蘆名家中の金上盛実（平六郎）に発せられている。

猶々、爰元之様子、具雖可申入候、荒外様・本右様御両人具申入候間、不能巨細候、猶近々可申入候、以上、
追申入候、兵粮等於御用者、早々可被仰上候、於越後可被申付候、以上、
雖未申遣候、如此候、仍今度御親父様不慮之段、中々不及是非次第候、乍去被対義広御忠節之段、無其隠候、
一、其表御備太儀ニ付、一段治部少輔入精被申候、則越後へ之始末共被申越候間、従彼方御馳走、定而御由断有間敷候、

一、其許為様子慥成以使者、治部少輔被申越候事、
一、先御手前御用にも立可申かと、鉄砲百丁・鉛・ゑんせう・いわう被進候、則越後まで船にて越被申候間、参着次第其方可相遣候、
一、義広江是等通、御取成所仰候、其外何へも以書状可申入候へ共、急申候間、被成御意得可被下候、渋助左へも別紙雖可申入候共、右通奉願候、
一、被達上聞候間、定伊達曲事旨可被仰出候間、御本意程有間敷候、少間無緩御かせきなされ、無異儀様ニ御才覚尤候、治部少輔入精候段、右通日本国神不偽候、定而御手前可為御取乱候共、此節候間、態飛却被仰付、様子被仰上候而可然存候、具承度候、恐惶謹言、

七月朔日　　素休（花押）
　　徳子（花押）
　　潜斎（花押）

金上平六郎殿(30)

冒頭に出てくる「御親父様」は平六郎盛実の父で、摺上原で討ち死にした金上盛備（遠江守）である。ここから、この連署状が摺上原の戦報を受けて書かれたことがわかる。また、本文における石田三成（治部少輔）への言及の様子から推して、素休以下の連署者は石田家の家中かそれに準じる性格のものであろう。この段階で、彼らと金上盛実との通信も始まったばかりであり、三成と盛実との間には未だ直接の交渉は始まっていない。石田三成は合戦勃発の報を受け、いち早く鉄砲の廻漕を命じるなどして、蘆名家救援の体制を指揮している。武藤（大宝寺）千勝丸の上洛によって、出羽庄内問題も程なく決着がつくと想定されるので、三成は上杉景勝が蘆名方を支えるであろうことを述べている。鉄砲等も越後まで廻漕するので、その後の海上輸送は上杉家に委ねられている。ここから上

杉家の支援体制は前線における支持に留まらず、兵站の補給をも含んでいたことが認められる。いずれにしろ、秀吉が状況を聞けば、伊達政宗の側に非のあることは自明なので、安心して持ちこたえるように述べている。

このように摺上原合戦の報せは蘆名－上杉ルートに拠るものが先んじて京着している。これをうけた秀吉の初動は七月四日付の上杉景勝充ての直書発給と見なされる。直書の内容は「至于会津面、伊達相動之由、被申越候通、被聞召候、則伊達かたへ御書候、得其意相動尤候、人数等入候者、何時も其方次第追而可指遣候、芦名事無異儀相抱候様、助勢専一候、佐竹へも被仰付候間、相談肝要候、猶石田治部少輔・増田右衛門尉可申候也」というものであり、上杉・佐竹両氏によって蘆名氏を支えるように命じたものであった。ここで留意すべきは、豊臣政権による正式な指示（七月四日付の上杉景勝充て秀吉直書）に先行して、三成の意を体した素休らがかなり具体的な三成の軍令を下している点である。庄内問題をめぐって僅かに緊張した秀吉と景勝の関係は、武藤（大宝寺）千勝丸の上洛によって氷解し、景勝に対する秀吉の信頼も回復した。十日程先のことになるが、七月十六日付の直書で秀吉は景勝の佐渡平定を諒として、丈夫な仕置きを命じている。奏者として枢機に通じ、秀吉の上杉景勝に対する好誼を知る三成には秀吉直書に先行して軍令を下すだけの充分な状況認識が備わっていたとみるべきであろう。ちなみに、上杉景勝充ての直書が発せられた七月四日は秀吉が武藤（大宝寺）千勝丸に対面した日であり、こうした時日の一致も決して偶然とは考えられない。

こうした政権内での動きにも拘わらず、現地では蘆名方の劣勢が続く。七月十二日、恐らく蘆名方不利の報せを受け、つぎのような連署状が金上盛実に発せられる。

猶々令申候、各へ以別紙可申候へ共、此等之趣同前ニ御伝言尤候、於其方者中目殿各御入魂候て、御調儀可然由被申候間、可被得其意候事肝要存候、以上、

追而申候、各御退散之衆、御兵粮之儀、景勝様江被申越候間、定而可被参候、自然於相違者、従治部少輔先五百

石可被参由、其御心得尤候、委細段者中目殿へ被申間、御行之儀、景勝様次第ニ可被成候、猶与一郎方へ申渡候、
恐惶謹言

七月十二日　　素休（花押）
　　浄源（花押）
　　徳子（花押）

金上平六郎殿
　人々御中[31]

さきのものと比べると、連署者に一名異動がある。残念ながら、その詳細は不明であるが、ここで退散した蘆名勢への兵粮補給が上杉景勝あるいは石田三成によって進められることが告げられている。摺上原の敗戦ののち、金上盛実は越後蒲原郡の津川城（狐戻城）に拠って抗戦を続けたとされており、兵粮はこうした戦いを支えるものであったのかもしれない。

一方、伊達政宗側から報せも七月中旬までには京着している[32]。政宗からの書状をうけた富田一白は七月十三日付の返書で「就其会津之儀ニ、長尾方より被申上ニ付、先度被成　御朱印」と、会津攻めの一件はすでに上杉景勝から秀吉の許に報じられていることを告げている。また、「兎角早々殿下様へ御入魂之御理可然存候、拙子も関東境目之儀付、為御代官、来十五日ニ罷立候」と、秀吉に対する速やかな弁明を促し、富田一白自らも秀吉の代官として関東へ下向する旨を告げた[33]。

その後も七月二十一日、同二十二付で前田利家や施薬院全宗らが伊達政宗に充てて書状を発し、秀吉への取り成しを約している。しかしながら、「以私宿意、不止鬱憤之事、　御不審被思召之旨、被　仰出候」「至会津居住之儀、上意御機色不可然候」と、秀吉はここに至る政宗の振る舞いには不審を募らせており、政宗からの弁明を強く求め

ていた(34)。

一方、金上盛実からの来信をうけ、石田三成も盛実との間に直接書状のやりとりを行う関係をつくった。

追而、貴所御為迄に寺内織部佐差下候、何様ニも可被仰談候、以上、
去六日之書状、今日廿六日京着、御書中并使者口上、一々令得心候、抑今度御親父討死之儀、不慮之次第難尽紙面候、併被対義広御忠節、且京家御奉公、且御手柄、都鄙無其隠候、然而貴所事、去比御親父拙者任口入対越国御約束候旨無相違、景勝御手前偏御頼在之通、無余儀候、義広御供無之儀ハ不可成、御越度候、菟角御手前之御計策専一候、公儀御取成并於其伺兵粮米等、今日此方差下候、鉄炮・同玉薬之事、何ヶ年も候へ御難儀之中以可相積候間、可御心安候、乍去御本意幾程在之間敷候、委曲使者可為演説候間、令欠略候、恐々謹言、

七月廿六日　（石田三成花押影）

金上六（平六郎カ）郎殿

御返報(35)

ここから摺上原で戦死した先代の金上盛備がすでに三成と交誼を結び、葦名氏が上杉景勝を後ろ盾とすべき事が定められていたことが分かる。既述のように、当時金上盛実は蘆名義広と離れて越後の津川城（狐戻城）に拠っていたが、三成は盛実が義広と別行動をとることを非難し、合流を促している。写の文書でもあり後半は意味もとりにくいが、三成が兵粮・武具など兵站補給を保証していることは承知されよう。

いずれにしろ、伊達政宗の会津蘆名領への侵攻によって、政権の東国政策は、新たな局面を迎えることとなる。既述のように秀吉は、服属直後の家康に東国の「惣無事」を担わせる方針に基づき、徳川家に東国の仕置きを委ねてきた。これ自体、秀吉からすると一種の政治的妥協であったと評価できようが、同時にいささか名目的であったようにも感じられる。それはともかく、ここにいたって秀吉は直臣富田一白を関東に派遣し、状況を検分させるこ

とを決定した。従前の政策が大きく見直されたことを意味する。

富田一白の関東出張に先立って、施薬院全宗が伊達家重臣片倉景綱（小十郎）に充てて、次のような書状を送っている。

富田為相州御使、被下候之間、重而御返事可被申候、
今度於会津、被及一戦、被属御本意趣、以飛脚被仰上候、蘆名方事、連々御礼申上、御存知之仁ニ候、以私之儀、被打果候段、御機色不可然候、以　天気、一天下之儀被　仰付、被任関白職之上者、相替前々、不被経京儀候者、可為御越度候条、被差上御使者、御断可被成候哉、不及其段候歟、御分別次第候、被懸御目候間、不残愚意申入候儀、猶良岳可被申達候、恐々謹言、
七月廿二日　　全宗（花押）
片倉小十郎殿　御返報[36]

伊達家との関係性に規定されて施薬院全宗の名で出されてはいるが、書状の内容は秀吉の意向を反映したものと判断されよう。秀吉との誼を結んできた蘆名氏の会津領を侵犯した政宗の所業を「私之儀」と論断する一方、秀吉の立場は天皇から「一天下之儀」を委ねられて「関白職」に就いたもので、秀吉の意図を踏まえない所業はすべて「越度」である、とする。「私之儀」との対比で考えると、「京儀」はすなわち「天下之儀」あるいは「公之儀」とすることも可能であろう。

こうした理念に基づいて、秀吉および政権の中枢が直接関東・奥羽政策に関わっていくことになる。具体的には、これまでも関わってきた前田利家に加え、浅野長吉らの関与が認められるようになる[37]。ところでここまでの史料では、秀吉が関東へ派遣する人物として富田一白（左近将監）の名が見えていたが、実際には富田一白とともに津田信勝（隼人正）が関東にくだる。たとえば、彼らの「案内」を命じられた真田信幸充ての秀吉朱印状には「今度関

東八州・出羽・陸奥面々分領、為可被立堺目等、津田隼人正・富田左近将監為御上使被差下候」とみえている。もとより、ここにみえる津田信勝は既述した天正十七年正月二十八日付の伊達政宗充て富田一白「覚書」に登場する「津田隼人正」に他ならない。

さて、前田利家・施薬院全宗・富田一白らの書状によって上方の反応を承知した伊達政宗は、八月十六日早速に弁明の使者として遠藤不入斎（下総入道）を上洛させる。しかしながら、その後も佐竹氏を共通の敵とする小田原北条家との紐帯は強まる傾向にあった。政宗が上洛させた遠藤不入斎なる人物も弁明の使者としては適正を欠いたようであり、秀吉側近の和久宗是は伊達家家中の上郡山仲為（右近丞）に対して、彼の働きをなじる書状を発している。この書信で、和久宗是はこの度の会津侵攻は秀吉とその周辺では政宗と上杉景勝（文書中では「霜台」すなわち弾正少弼と表記）との「出入り」として理解されている事を前提として、木村吉清（弥一右衛門）らの仲介によって景勝の意向は容易に秀吉の許に届けられるので、伊達家の立場を挽回するためには、浅野長吉（こちらも官途は弾正少弼なので、文書中には「浅野弾正」として登場）らの理解をうることが肝要と指示している。(38)

実際、石田三成と増田長盛を取り次ぎとする九月二十八日付の上杉景勝充ての直書(39)で秀吉は「伊達左京大夫事、何様ニも上意次第之旨御請之通、被聞召候、乍去、会津之儀於不返渡者、被差遣御人数、急度可被仰付候条、成其意、堺目等之儀佐竹相談、丈夫可申付候事、肝要候」と、伊達政宗が上意に従うと表明したことを諒としつつ、会津から退かないなら派兵する用意があることを述べており、秀吉の立場は景勝や蘆名・佐竹側に傾いていたことが分かる。

一方、和久宗是の指示をうけたものか、上郡山仲為は浅野長吉に書状を発した。(40)上郡山仲為はここに至る行動は奥州探題を自認する伊達家として当然の正統なものであるとし、政宗自身が上洛して弁明しようとした矢先、越後勢の侵入があったため、思うに任せないでいることなどを告げている。恭順を装いつつ政宗は、三成らに支持され

越後国内の津川城に拠っていた金上盛実を九月中に降し、攻勢を続けることになる。蘆名家重臣金上盛実が一転して政宗に降伏、伊達家に服従するという事態が将来することで、これまで盛実を支持してきた上杉景勝や三成の面目はつぶされしまう。

南奥羽の混乱が収まらないなか、十一月に入ると北関東でも軍事衝突が発生する。既述のように、富田一白・津田信勝両使の派遣は伊達政宗の会津領侵犯に端を発するものであったが、両使の監察はこれ以外の紛争地にも及んでいる。たとえば、小田原北条家と信州真田家の間で懸案となっていた上野沼田領などである。[41]富田一白と津田信勝の報告を受けた秀吉は沼田領三分の二を北条家が、名胡桃城を含む三分の一を真田領とすべく裁定を下した。秀吉の命によって、領国の確定を終えた北条家では、当主氏直の上洛準備が進めることになるが、その矢先十一月の初めに沼田領で北条側の軍勢（上野沼田城代北条氏邦麾下の猪俣邦憲）が真田領の名胡桃城を攻撃するという事件が勃発する。

真田家の名胡桃城が奪取されたとの報をうけた秀吉は直ちに真田昌幸（安房守）に充てて朱印状を発し、北条方を厳しく糾弾していく。これに先立って、北条氏政が上洛するとの意向を明らかにしたため、秀吉はそれまでの非義を免じ上州沼田領の支配まで許した。しかるに、この度の名胡桃城奪取は秀吉の裁定を覆す許し難い背信と認識された。改めて氏政が出仕してきても名胡桃城侵犯の当事者を厳罰に処さない限り、北条氏の赦免はないと、秀吉は言明している。

其方相抱なくるミの城へ、今度北条境目者共令手遣、物主討果、彼用害北条方江法之旨候、此比氏政可致出仕由、最前依御請申、縦雖有表裏、其段不被相構、先被差越御上使、沼田城被渡遣、其外知行方以下被相究候処、右動無是非次第候、此上北条於出仕申茂、彼なくるミへ取懸、討果候者共、於不令成敗者、北条赦免之儀不可在之候、得其意、堺目諸城共来春迄人数入置、堅固可申付候、自然其面人数入候者、小笠原河中島江茂申遣候、註進候て

召寄彼徒党等、可懸留置候、誠対天下抜公事表裏仕、重々不相届動於在之者、何之所成共、堺目者共一騎懸ニ被仰付、自身被出御馬、悪逆人等可被刎首儀、案之中被思召候間、心易可存知候、右之堺目又ハ家中者共ニ此書中相見、可成競候、北条一札之旨於相違者、其方儀本知事不及申、新知等可被仰付候、委曲浅野弾正少弼・石田治部少輔可申候也、

十一月廿一日　（秀吉朱印）

真田安房守とのへ

秀吉は真田昌幸に対し、とりあえず来春には行動をおこすので、それまでは然るべく軍勢を配し北条方を押さえ込んでおくように命じた。例によって、詳細は浅野長吉（弾正少弼）と石田三成が申し述べるといっている。[42] 三成は越後上杉氏の存在を通じて真田氏との関わりをもってきたが、同時に姻戚関係をもっており、政権との関係を強化を模索する真田家にとっては他に代え難い存在であった。浅野長吉は伊達の会津領侵犯を機に東国政策への本格的な関与を強めており、この両者が秀吉の軍令を取り次ぐことになっている。

このように秀吉が北条家に圧力をかけるなか、北条家当主氏直が天正十七年のうちに上洛するとの条件も実行されない可能性が高まった。北条氏側の一連の対応は「公儀」を蔑ろにするものと見なされるに至る。豊臣政権は南奥羽の問題を一時棚上げし、十一月二十四日付の秀吉朱印状で来春（天正一八年）を機して小田原北条氏を討伐することを表明する。[43]

## むすびにかえて

以上、関東平定戦の直前に至る豊臣政権の東国仕置の推移を整理した。秀吉が徳川家康に関東・奥羽惣無事を委

ねた時期を再考しつつ、かつてまとめた拙稿の続論というかたちをとった。このため本論はモノグラフとしても非常に変則的なものになった。さらに、例えば天正十四年の家康上洛が遅延すれば、秀吉は越後の新発田重家を許して、上杉景勝とともに徳川攻めに動員する心算であったと指摘されるように、個々の要素は分かちがたく連関している。こうしたことを配慮し、対象地域の限定も敢えておこなわなかったため、可成拡散した内容となっている。反省すべき点は他にも多々あるが、前作と同様ある種の「習作」であり、大方の御批判を乞うことで、本論の結びとしたい。

また、新たな視角の提供ということでもないが、豊臣政権の東国支配を考える上で富田一白（左近将監）がいかに重要な位置をしめるのか改めて確認することができた。この時期、富田一白は「関東諸大名、若至被成言上者、我等御取次之儀馳走可申之段」と東国の諸勢力に政権との橋渡しとして「御取次」をつとめると述べており、さらに伊達政宗に対しては「関白様於御前之儀者、聊不存疎略候、爰元御用等、無隔心可蒙仰候」と、秀吉の御前での勤めを約束している。服属を間近に控えた政宗との間に取り交わした「覚書」についても興味深いものがある。さらに、最上氏との関係については自ら「義光奏者」「最上之奏者」と、より踏み込んだ表現で説明をおこなっている。天正十七年以降は津田信勝とともに関東各地の検分をおこなって、北条家との交渉にも従った。

文禄四年のいわゆる「秀次事件」で豊臣秀次が自刃したのち、徳川家康・前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元・小早川隆景らの有力大名が豊臣家奉行衆を充所として起請文を提出するが、富田一白は石田三成・増田長盛・長束正家・前田玄以・宮部継潤らとともに充所として名を連ねており、このころまで政権の中枢にあったことが確認される。豊臣政権下で富田一白が果たした役割について改めて検討すべき必要性を指摘して、ひとまず本論を擱筆する。

## 註

（1）『茨城県史研究』第九七号、二〇一三年。

（2）『思文閣古書資料目録』二三三号（二〇一三年七月）所収。本資料については京都大学名誉教授藤井譲治氏のご教示による。紙面をかりて篤く御礼を申し上げたい。

（3）『上杉家文書』八二二号。

（4）「至九州御動座次第」という書き出しで始まる堀秀政（羽柴北庄侍従）充ての天正十五年正月一日付秀吉朱印状（大阪城天守閣所蔵文書）。

（5）前掲拙稿でこの景勝充て書状に言及し、「八州儀」といった表現を関東仕置一般に還元するような立場はとらないと述べたが、本文のように訂正する。

（6）秀吉直書三通の充所のうち、白土右馬助に対して秀吉は天正十六年閏五月二十六日付で朱印状を発している（東京大学史料編纂所所蔵影写本「白土文書」・『福島県史』7古代中世資料所収　11－二六号）。この十二月三日付の直書を天正十六年のものとすると、一旦朱印状のかたちで文書を発した充所に対して、改めて花押を据えた直書を発することとなる。いわば逆転現象であり、藤井譲治氏から「きわめて不自然ではないか」との指摘をうけた。承引すべき指摘であり、こうした点からも年紀再比定の必要を感じた。

（7）仙台藩史料大成『伊達治家記録』一、三三七頁。引用の通り「伯蔵軒」については「氏不知」とあるが、この時期政宗が催す饗応の場にはしばしば相伴として名を連ねており、側近中の側近であったことが窺える。また、「道蝸斎」は元の苗字を「船生」と称していたが、この折りの上洛で馬道（馬医）の功によって法印の位を勅許された。これを名誉とし、苗字を「桑島」と改めている（「貞山公治家記録」巻之三、仙台藩史料大成『伊達治家記録』一、三六七頁）。

（8）「伊達氏包囲網」については『山形県史』第一巻（一九八二年、小林清治氏執筆）などの通史的叙述のほかに、粟野俊之『織豊政権と東国大名』（吉川弘文館、二〇〇一年）、第二章第二節「戦国末期南奥羽における伊達氏包囲網について」を参照。

（9）少々先のことになるが、天正十六年十月十四日に蘆名義広は家臣遠江入道金上盛備を秀吉のもとへ派遣し、翌十七年三月に石田三成は盛備を通じて蘆名義広の上洛を求めることになる。

（10）前掲注（1）の拙稿。

（11）『伊達家文書』三五四号。

（12）後掲する『伊達家文書』三九一号。

（13）内閣文庫「古文書　五」所収文書（神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本　古文書』・東京堂出版・二〇〇一年、二三二七号）。同書所収の二三二八号文書が直近の続報が見なされるが、この三月十七日付の書状で家康は「頓而上洛申候間、御前之儀、弥可然様可申上候」と述べている。こうした動きからみて、一連の文書は天正十六年のものと考えられる。すなわち、『家忠日記』によれば、天正十六年三月十四日に岡崎を発して京に向かっており、二十二日には在洛が確認される。この家康文書について粟野俊之氏は十七年に比定されるが、十七年の上洛は三月上旬であり、この文書からうかがえる動向はズレがある。なお、本史料からの引用に当たっては内閣文庫本によって校合をおこなっている。

（14）内閣文庫「古文書　五」所収文書（神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本　古文書』・東京堂出版・二〇〇一年、二三三〇号）。

（15）『伊達家文書』三六五号。

（16）東京大学文学部所蔵「白川文書」（『白河市史』第五巻・資料編2・古代中世所収九九〇号）。

（17）東京大学史料編纂所所蔵影写本「白土文書」（『福島県史』7　古代中世資料　11－二六号）。

（18）『伊達家文書』三八七号。

（19）『伊達家文書』三九一号。

（20）『伊達家文書』三八八号。ほぼ同内容の政宗充て書状は同じく『伊達家文書』に三九一号文書として収録されている。当然ここにも「委細之儀、元越へ口上申渡候間、不能懇筆候、恐惶謹言」との書留が認められる。

（21）『伊達家文書』三九二号。

（22）『伊達家文書』三九五号。

(23) 注（1）の拙稿では、この解釈を「金山宗洗斎が政宗の書状を携えて帰洛した」としたが、誤読であり、本論の通りに訂正する。これをうけて天正十七年（推定）正月廿八日付、伊達政宗充て富田一白書状（『伊達家文書』四〇五号）にも「急度啓達、抑旧冬、以金山宗洗、被成　御書候」との書き出しがみえる。

(24) 長野県・片山光一氏所蔵文書・『上越市史　別編二　上杉氏文書集』三二七一号。

(25) 米沢市・上杉博物館所蔵文書・『上越市史　別編二　上杉氏文書集』三二七二号。

(26) 結果的に千勝丸上洛の時期は大きくずれ込んでしまう。天正十七年の五月中旬に国許を発した千勝丸はようやく六月二十八日に上洛を果たし、七月四日に至って秀吉に拝謁する。京で元服した千勝丸は、武藤（大宝寺）家の継承を秀吉から承認され、実名を「義勝」と称することとなる。また、従五位下に叙された義勝は左京大夫の官途名を許され、また出羽守を称することとなったようである。こうして、庄内問題に関する上杉家・本庄家側の弁明は認められたものと判断される。この間、石田三成と増田長盛がその周旋をおこなってたことが『大宝寺義勝上洛日記』などによって確認される。

(27) 年未詳六月十一日付の伊達政宗（左京大夫）充て富田一白書状（『伊達家文書』三七五号）に、「委曲、遠藤若狭守方、伴清三郎仁申渡候」とみえる。大日本古文書は「遠藤若狭守、方伴清三郎」とするが、読点の位置を改めるほうが良いように思う。

(28) 『伊達家文書』四〇五号。

(29) 『伊達家文書』四〇六号。

(30) 「会津旧事雑考」所収「越後蒲原郡津川町文書」（『会津若松史8　史料編1』）。

(31) 「会津旧事雑考」所収「越後蒲原郡津川町文書」（『会津若松史8　史料編1』）。

(32) 摺上原の捷報、会津奪取を知らせる伊達政宗の書状は京の板東屋道有に託され、道有の手を経て、恐らく前田利家、富田一白、施薬院全宗らに届けられた。秀吉への知らせは彼らからの注進に拠るものと考えられる（『伊達家文書』四二五、四二六、四二七、四二九号など）。

(33) 『伊達家文書』四二五号。

(34) 七月二十一日付の一連の文書を携行し、委細の言付けをゆだねられたのは板東屋道有と良岳（良覚）である。

(35)「会津旧事雑考」所収「越後蒲原郡津川町文書」（『会津若松史8　史料編1』）。
(36)『伊達家文書』四二八号。
(37)戸谷穂高「天正・文禄期の豊臣政権における浅野長吉」（『遙かなる中世』二一号、二〇〇六年）。
(38)仙台藩史料大成『伊達治家記録』一、五六頁。この和久宗是書状写は日付を欠くが、前後の状況からひとまずここに置く。
(39)『上杉家文書』八五〇号。
(40)『伊達家文書』四三一号。
(41)「市谷八幡神社文書」（杉山博・下山治久編『戦国遺文　後北条氏編』三四七四号）など。
(42)小林清治氏は浅野・石田両者の間に路線対立があったとされる（『奥羽仕置と豊臣政権』、二〇〇三年、吉川弘文館、第一章「戦国期奥羽と織田・豊臣権力」）。
(43)事態の深刻化をうけ、北条氏直は富田一白・津田信勝に充てた十二月七日付の「条目」を発して弁明をおこない、十二月九日付の書状で家康に対して仲裁をもとめている（杉山博・下山治久編『戦国遺文　後北条氏編』三五六三号・三五七〇号）。